

# 若越郷土研究

18の1

## 越前藩における

### 統一国家論の展開

——左内・小楠の論策を中心に——

三 上 一 夫

#### 一、はじめに

幕末における「公議政体論」の展開については、その性格論をめぐる種々の論争にもかかわらず、統一国家論の重要な理論的根拠となった点では、ひとしく認められるところである。

土佐藩の坂本竜馬の著名な「船中八策」が新しい国家体制についての基本的な条項

をかかげ、「公論」によって決せられる統一国家論を打ち出し、さらに越前藩の由利公正の起草にかかる「五か条誓文」が、明治維新政権の主要な政治方針として、「船中八策」を憲章化したものにほかならない。<sup>②</sup>

そこで土佐・越前の公武合体派雄藩の藩論が、明治政権の政治指針の創出に極めて重要な役割を果たしたことになるが、一方において「船中八策」や「五か条誓文」の政治理論に対しては、とくに越前藩の公議政体論をふまえた統一国家論が少なからざる影響を与えていることに着目しなければならぬ。しかもこのさい藩論を主導した改革派コースのなかでも、とくに橋本左内と横井小楠の所説が大いに注目されるので、かかる統一国家論の展開過程を、両者の論策を中心に検討してみたい。

#### 註

①「公議政体論」の開明的な性格を全く否定するものには、遠山茂樹氏の見解があり、「封建専制支配が維持しがたくなった時、なおそれを持ち続けるために、とられた便宜手段で

あった。」（遠山茂樹『明治維新』岩波全書、一七六頁）と述べている。また大江志乃夫氏は「元来が開明的な封建領主の立場からする妥協の政治論として発展する」（大江志乃夫『維新政府について』日本史研究会編『日本歴史講座』五巻所収、二五頁）とし、「王権を一時的に代位する雄藩連合を正当づける理論である」（二一九頁）と規定している。

また奈良本辰也氏は、「殖産興業政策が準備したものは、雄藩を通じての絶対主義国家形成の道であり、殖産興業政策と対応する形で生まれてきた公武合体論は、その旧藩的支配観念を除去することにおいて、その絶対主義国家の観念的支柱を創出するものであったことを知るべきである。」（奈良本辰也『幕末における公武合体論の形成とその意義』（徳間書店刊『明治維新論』所収、二八七頁））と述べるが、こうした研究視角は、幕末における公武合体派雄藩の藩政改革との関連において十分尊重されなければならない。ところで、「公議政体論」の性格論について、前述の遠山氏が指摘するような、単に封建専制支配の維持のための「便宜手段」であるとする評価にとどめるのは、幕末史を特殊歴史的な政治的社会形態として把握する問題の立て方（

## 三上 越前藩における統一国家論の展開

問題意識」とは考えられない。このさい「公議政体論」が、幕末の政治過程において反幕藩体制的「絶対主義的性格を持ち、さらに明治維新の形成過程で極めて重要な政治的イデオロギーとなったことに、しっかり視点をすえる必要がある。」

② 由利公正と坂本竜馬との出会いは、文久三年五月と、慶応三年十一月で、いずれも竜馬が福井を訪れている。そのさい兩人の間で統一国家論や公議政体論についての具体的な意見の交換と共通理解がなされたものとみられる。

とくに竜馬の「船中八策」の第二条のなかの「上下議政局を設け、議員を置き、万機を参賛せしめ、万機よろしく公論に決すべき事」は、いみじくも五か条誓文の由利草案の第五条（万機公論に決し、私に論ずるなかれ）に導入されたとみてよい。

## 二、公議輿論による統一国家論

## 形成の課題

「公議輿論」による統一国家論形成の現実的な課題は、幕閣専制に基づく封建体制の政治的危機に対する厳しい批判と反省が

あげられる。

幕府政治において「公議輿論」が尊重される重要な面期としては、嘉永六年（一八五三）のペリーの来航により老中阿部正弘が同年七月一日諸藩に対して外交政策についての諮問を行なったことである。これは幕閣専制の建前をとる幕政としては全く先例をみないところであった①。

「此度の儀は国家の御一大事にこれあり、実に容易ならざる筋に候間、右書翰の趣意、得と熟覧を遂げられ、銘々存寄の品もこれあり候はば、仮令忌諱に觸候とも苦しからず候間、聊か心底を残さず十分に申し聞かるべく候」と達し、さらに「此度垂墨利加船持参の書翰浦賀表において請け取り候儀は、全く一時の権道にこれあり候間、右に相泥まず、存寄の趣申し聞かるべく候事」と要請している。

これに対して、明石・足守・広島・唐津の四藩をのぞいて各藩がそれぞれ卒直な意見を述べた。攘夷論や開戦論、平和裡の拒絶論や許容論、さらには交易論といった具

合に、様々な見解がひれきされたが、越前藩では「本邦有限の財物を以て、萬夷無尽の嗜欲に交易致し候時は、衰弊日を刻して俟つべく」④、年限を定めて交易するのはやめ、全国へ必戦の用意を令すべしという徹底した攘夷論を開陳した。

その後安政三年（一八五〇）七月下田に來航したアメリカ総領事ハリスによる通商条約締結の要求に対して、幕府は再びこれに関する意見を各藩から徴したが、越前藩では安政四年十一月二十六日の上申において、前回とは全く異なり極めて積極的な開國貿易論を展開した。その主な内容は次のとおりである⑤。

強兵の基は富国にあるため今後は貿易を開き、有無相通ずることが肝心だ。一方において諸国人來航するなかで最も怖るべきは露・英で、外交策はあくまで自重積極を旨とし、むしろ「坐ながら外国の來責の俟居候よりは、我より無数の軍艦を製し、近傍の小邦を兼併し、互市の道繁盛に相成候はば、反て歐羅巴諸國に超越する功業も相

立、帝国の尊号終に久遠に輝、「くことになる。つまり強大な軍事力を背景とする積極的な開国論を提唱し、幕府の真剣なけっ起を促している。

しかもこのような積極策を進めるには、「今迄の旧套にては相済難」く思い切った幕政改革が必要だとし、まず第一に△賢明の継嗣を立てること△天下の人材を登用すること△兵制改革を行なうこと△諸侯の疲弊を救い陋習を破ること△内地は勿論、蝦夷地まで種々措置すべきこと△四民の業を励ますこと△諸芸術の学校を興すこと、の七項目の具体策をあげるなど、抜本的な幕政改革による「徳川統一国家」の形成を示唆する極めて興味深い答申を行なっている。

このさい積極的な開国貿易論を訴えたのは、越前藩のほかには徳島・柳河・薩摩の三藩があげられる程度で、諸藩の大半が日和見主義的で国内外の情勢判断に疎遠な態度を露呈したので対し、越前藩の上申は断然精彩を放ったのである。またこれは一方において、「公議輿論」による統一国家論

の形成をめざしており、藩論として打ち出されたものとしては、他の諸藩にみられない先進的にかつ開明的であるといえよう。

ところでかかる藩論の創出には、藩主松平慶永の謀臣橋本左内の所論が強く押し出されているのに着目したい。このことは、安政四年十一月二十八日付けの盟友村田氏寿にあてた左内の書翰の内容から、明確にうかがわれる。

しかも彼の統一国家論には、貿易振興をめざす重商主義的論策が裏打ちされている点が大いに注目されるので、次にかかる左内の論策の特質に視点をすえて検討することにする。

#### 註

- ① 老中阿部正弘が全国の諸大名に對外政策を諮問したのは、明らかに祖法の武家諸法度にもとるものであり、幕閣内の保守専制派から強い反対意見が出たのは云うまでもない。
- ② 「幕末外国関係文書」(一) 四七三―四頁
- ③ 越前藩と同じく開戦もやむを得ないという強硬論をとなえたのは、盛岡、水戸、桑名、津、松江、柳河、佐賀の七藩で、例えば水戸

藩では和すべからざる理由を十か条あげ、そのなかで交易の害を説き、全国に必戦の令を下すべしと訴えている。また津藩では「何れにも征夷の二字を眼目と思召され」とし、佐賀藩も開港には絶対反対で、断固攘夷に決すべしと述べている。一方あくまで平和裡に交易を拒絶せよと説くのが、仙台、米沢はじめ二十六藩の多きに及んだ。これに反し、米国の要求を容れ、積極的な交易を主張したのは、彦根、福岡の両藩にすぎなかった。

- ④ 「昨夢紀事」(一) (日本史籍協会刊) 六六頁
- ⑤ 「松平春嶽の意見書」(「橋本景岳全集」上巻五四七頁)
- ⑥ 全く日和見主義的な態度をとったものに、弘前、福島、笠間、宍戸、岩槻、浜松、広島七藩があり、いずれも全く愚見には及びがたく、幕府の措置に従うほかはないとしている。越前藩のような積極的的交易論を唱えたのは、徳島、柳河、薩摩の三藩にすぎないが、できるだけ米国の要請を容れた方が得策だとする交易許容論的な考え方は、盛岡、会津、彦根、小浜など十六藩に及んでいる。
- ⑦ 拙稿「幕末における重商主義的論策について―福井藩を中心に―」(福井県郷土誌懇談会編「若越郷土研究」一三の五、昭和43・12、

## 三上 越前藩における統一国家論の展開

所収)で、同藩において重商主義的論策が如何に真剣に論議されし、かもそれが実践的課題として如何に現実具体化されたかを検討した。

## 三、左内の徳川統一国家の構想

幕末における越前藩領内での蚊帳地・麻生糸・絹織物などの生産につき、一部問屋制家内工業乃至マニユファクチュアへのたくましい発展までみられる社会経済面の構造的変化に対しては、左内とて決して看過するはずがなく、これら有望な商品生産はできるだけ盛んにし、領外移出や外国貿易により大量の正金を獲得しようとするいわゆる重商主義的論策を真剣に目論むのである。

彼は、とくに衣料・漆器・紙などは国産奨励の対象でもあり「此後は右等の類製造員数年々増加仕候御儀と奉存候、然る処右諸品物は元来民を富し国を盛に成され候御趣意にて……(以下略)」(安政四年五月頃「制産に関する建議手書」)(引用文のなかの傍点は筆者による。以下同じ)とい

う透徹した展望のもとに、「満天下の姦商種々心計致居候勢もこれあり」(安政六年二月二十日「村田氏寿あて左内書翰」)とみられる悪質な商業資本の介入をできるだけ排除するためにも、「何物公平の法にて窮民のたすかり候様手段相立、官へ全権御握成され候事専一かと存じ奉り候」(安政六年二月二十日「前掲書翰」)と訴えている。

これは明らかにいわゆる商権回収論に基づく仕法であるが、天保期までの農民的商品生産の全面的収奪をめざす藩専売制に比べると、相当改良主義的な意図を持つもので、「国益」を追求しながらも生産者の利益をも考慮する民富論的な視点がはっきりうかがわれる。

また彼は、「生産」の部門を重視し、「制産」(注、生産)を大いに振興すべきことを強調するが、これとて直接生産者である小農民層の利益擁護を前提条件とするものであり、しかも生産物を「程能く売捌候事、肝要の義」で、さらに「諸品物を以て

外国と取引相始候事、誠に国家に於て大なる御利益」(安政三・四年頃「外国貿易説」)があるとする生産増強に裏打ちされた輸出振興策を力説する。これはまさしく貿易差額主義による重商主義的論策の代表的なものとして大いに注目に値するところである。

このさい外交政策としては、ヨーロッパ列強のアジア進出という緊迫した海外情勢に注視し、まずアメリカとの通商条約によって友好関係を結び、さらに大ロシアとの間に攻守同盟を成立させることにより、たとえイギリスと戦端をひらいてもあえて辞せない態度で国際社会に臨むのが最も得策だとするいわゆる日露同盟論を提唱する。もちろんかかる親露反英の外交策についての歴史的評価は一応論外として、この外交面の謀略的論策こそ絶対主義時代のヨーロッパ世界にみられる列強間の外交策に極めて著しい類似性を持つものといえよう。

ところで、このような外交策を進めるた

めにも、ぜひ絶対主義的統一国家の形成を必要とするわけで、思い切った幕政改革により「畢竟日本国中を一家と見」る徳川統一国家を樹立するのが先決だとし、いわゆる將軍継嗣問題を起点とする政治改革の具體的構想が描かれる。それは安政四年十一月二十八日付けの村田氏寿あての書翰のなかで詳述している。

すなわち、まず第一に一橋慶喜を將軍世子とし、ついで我公（注、慶永）・水老公（注、徳川齊昭）・薩公（注、島津齊彬）を国内事務宰相に、肥前公（注、鍋島齊正）を外国事務宰相にそれぞれ任用し、それに川路聖謨・永井玄蕃・岩瀬忠震を指添え、そのほか「天下有名達識の士を、御儒者と申名目にて、陪臣、処士に拘らず選挙致し此も右専権の宰相に派別に致し附置」とくというのである。

この雄藩連合政権をめざす幕政改革で、大いに注目されるのは、「宰相」のもとに幕府の能吏ばかりでなく、全国的に逸材の藩士や浪士まで登用することで、むしろこのような階層に改革政治の事実上の推進力

を期待したものとみられる。<sup>⑥</sup>

その点、重商主義的論策の先駆的な提唱者である本多利明が、その著「西城物語」〔寛政十年（一七九八）〕のなかで描いた「古日本国」の構想、つまり郡県制と官僚制を具備した統一国家の政治体制として、郡県の有司は、「大身・小身・陪臣・庶人・匹夫」の如何を問わずに有能なものほどしどし登用するという極めて啓発的な理論を説いたのと極めて相通するものがあつて興味ぶかい。<sup>⑦</sup>

ところで左内の統一国家の構想の政治理論には、「公議政体論」の考え方が明らかに看取される。彼が安政二・三年頃に著わした「西洋事情書」に「政体の趣意は一に天帝の意を奉行すると申ことにて、上下共衆情に戻り公議に背候儀は不為事、第一の律令に之れあり候よし。これにより役人の選挙など先第一に国内の衆論に基き、賢明才学の者を挙用致し候由、（中略）殊に国家の大事法令を改、兵革を勤、工作を起し候様の儀は、学校へ下し、熟議上にて鬻論

相定、政府へ申達、（以下略）」と述べていることは、ヨーロッパ先進国の政治思想に対する的確な理解のほどを示すものである。

また「偕又凡事を行ひ候に当て、第一時勢を料ると申すが簡要なり。畢竟疾は疾より療法を教へ候同様にて、国家を治め候には国家の勢衆人の情より治道を指図致し候者也。（中略）執政者時勢人情を不料切に觸犯致し候時は其国必ず乱る。」（安政三年四月二十六日「中根雪江あて左内書翰」）と力説し、いわゆる「時勢人情論」を提起している。

為政者は、天地自然の理法ともいえる時勢と人情の流れにさからえば、たちまち失脚し国政が必ず混乱に陥るといっているのである。従つて「人心を失ひ民怒を犯し候は、国家の御大事、万事の成敗皆此に卜すべく候」（安政三・四年頃「為政大要」）と、政治が民意によらねばならないという理論的根拠を明らかにしている。

そこで彼の説く雄藩連合の統一政権のもとでは、時勢・人情に視点をすえた「公議

政体論」が十分尊重されなければならぬことになる。事実、当時の重要な政治的課題となった將軍継嗣問題において、左内は藩主慶永のもとで、従来の幕閣専制を策する井伊政権に対抗して、雄藩連合の統一政権たる慶喜 $\parallel$ 慶永路線の実現に、生命をとして活躍した。しかし井伊政権の封建的行動による「安政の大獄」の弾圧により、このような革新的な政治構想が一挙にざ折したことは周知のとおりである。

要するに左内の公議政体論をふまえた統一国家論としては、決して幕府政治そのものを真向から否定するものではなく、「幕政改革」という基本的な政治路線のうえで、漸進的にそれを具体化しようとするもので、いわば「幕政改革的公議政体論」と見なすことができよう。

## 註

- ① 拙稿「橋本左内の外交観について」（社会文化史学会編『社会文化史学』三号、昭42・8所収）で、左内の積極的開国政策の経済的側面が貿易振興を主軸とする富国強兵策にある点を検討した。

② 越前藩では十七世紀末の元禄十二年（一六九九）九月五箇村に紙会所を設け、紙の領外移出につき藩専売の仕法を行ったのを皮切りにその後糸類、布類、藍玉、蠟、砂糖などの専売制を実施したが、嘉永二年（一八四九）一月に至り、「産物の趣法」がならぬ実効をあげ得ないとの理由により廃止している。

③ 拙稿「幕末の福井藩における民富論の形成について」（福井県産業教育振興会会報43・8）において、同藩における殖産興業の開明的側面を「民富論」的視角から考察した。

④ 前掲「幕末における重商主義的論策について——福井藩を中心に——」参照。

⑤ 前掲「橋本左内の外交観について」で、左内が如何なる外交上の視点から日露同盟論を画策したかを追究した。

⑥ 左内が目論む雄藩連合政権の政治構想は、明治絶対主義政権の成立のさい、公家大名出身の「議定」のもとに諸藩士出身の逸材を「参与」として登用する政治体制のなかで見事に具体化されたものとみてよい。

⑦ 本多利明「西域物語」（『海表叢書』巻二、一〇二—一三頁）本多利明が描いた「古日本国」は、郡県制と官僚制を具備した中央集権的統一国家であり、とくに封建支配の絶対主義

への傾斜を明確に打ち出したものといえる。蝦夷地開発や日本周辺の属島支配のためには、強大な常備軍と官僚制を具備した絶対主義国家への政治改革を前提条件とすべきことを示唆している。

## 四、小楠の幕政改革論

文久期幕政改革を担った慶喜・慶永政権は、まさしく安政期の將軍継嗣運動のさい越前藩が真剣に志向した雄藩連合政権の構想の一端が具体化したことを示すものであり、従ってかかる幕政改革に対する同藩の期待は極めて大きかったとみてよい。

しかしかつての継嗣種動の段階に比べて著しい相違点とみられるのは、国内での反幕的機運が強まり、朝廷の政治的地位が目立って高まったことで、しかも將軍家茂が緊迫した政治の局面に対処し得る満足な識見や手腕を欠き、さらに幕勢が甚だしく衰えてきたことである。

そのため政事総裁職の慶永としては、ここに明確な幕政改革の具体方針を打ち出し、とかく幕閣専制的な旧来の幕政に思い

切った政治路線の転換を試みた。<sup>①</sup>

このさい小楠は慶永の側近にあって「国是七条」を起草して、次のとおり幕閣に建言している。

- ① 一、大將軍上洛して列世の無礼を謝せ
- ② 一、諸侯参勤を止め述職と為せ
- ③ 一、諸侯室家を帰せ
- ④ 一、外藩譜代に限らず賢を撰びて政官と為せ

⑤ 一、大いに言路を開き、天下と公共の政を為せ

⑥ 一、海軍を興し兵威を強くせよ

⑦ 一、相对交易を止め官貿易と為せ

まず①では、従来の越前藩議にみられる公武合体論の早急な実行を求めている。②と③は、参勤交代制の抜本的な改革をめざしており、とくに「参勤」を「述職」に改めることは、全諸侯に政治的発言権を与え、幕政に参与させる道を開くという点で、幕政の画期的な転換を示唆するものである。

さら④と⑤の条文も、幕閣専制の施政方

針を改め、外藩・譜代を問わず、広く人材登用をはかり、言論による「公共の政」の実現をめざしている。

また⑥と⑦とは、海軍と官貿易を基本とすを富国強兵を企図するが、諸藩が力を合わせて海軍力を強化し、官貿易を積極的に展開することは、すでに越前藩が安政期藩政改革により実効をあげた一藩重商主義の成果を、全国的規模で実現しようとする構想の現われとみられる。

この点につき小楠が文久二年八月二十七日幕府の大目付岡部長常に対して、「越前一藩の定議」として説いた所論に注目したい。

もともと「海軍に過たる強兵はなし」というのが小楠の持論であるが、岡部の「海軍はなかなか失費継ぎがたく候」とする意見に対して、小楠は「是は幕府御一手にて相適ひ申すべき様にもこれなく、諸侯と合休にて興さるべき義、当時海軍にあらざりては絶海孤島の日本国、歩兵を以て擁護出来申すべき訳はこれなく、士人も船に乗り候へば心細く、覚悟を極めずしては相成ら

ざる事故、自ら士心を振ひ、外国に往來して見分(聞)を広め候はば、強兵はより先なるはこれなく候」と答えている。

つまり幕府単独の力では到底底かなわず「諸侯と合体」によりはじめて強大な海軍力を興し得るわけで、四周海にめぐらされた日本国として、幕府と藩との障壁をのぞいた挙国一致の体制の下でなければ、外圧に堂々対抗するだけの海軍力は期待できないというのである。

こうした小楠の構想は、文久期の幕政改革のなかで現実に海軍力創出のための数々の仕法において明示され、それが具体化した代表的なものとしては、勝安芳の壮図により、元治元年(一八六四)五月開設した幕府の神戸海軍操練所が指摘されよう。

これはまさしく小楠が「海軍問答書」(元治元年)で「方今の憂は天下列藩各々便利を占め人心一致せざるより大なるはなし四海萬国を引き受けずして叶はざる時勢となり、国一致せずして何を以て天下を興さん哉。況んや新なる海軍を起すに尤も一致

## 三上 越前藩における統一国家論の展開

を以ての所置に出ずんば有る可からず。今幸に朝・幕府、兵庫に於て海軍を起すの命令を出されたり<sup>⑤</sup>と述べているとおり、かかる海軍力を中核とした強兵策にも、かねての越前藩の統一国家論による壮大な政治的企図の託されたことが容易に察知される。

また岡部の「交易の道は知何」という富国策に関する質問に対して、小楠は「是も諸侯と組み合ひ外国へ渡海致し候はば、公平にその道開らけ申すべく、幕府に私これ有り候ては、行はれ難き次第なり」と述べているが、これとて、すでに越前藩が安政期藩政改革における富国策により財政が立ち直った段階で、由利公正が小楠に向って「斯る勢を以て各藩共歩調を一にし相共に進行せん乎、我国は数年ならずして世界に雄飛するを得べく、今や其氣運に向へるを覚ゆ<sup>⑦</sup>」と語ったところの所信と全く軌を一にするものである。つまり諸藩が力を合わせ官貿易の積極的な展開を進めることは、まさしく小楠の「天下と公共の政を為せ」と

する公議政治に対応する経済政策としても極めて適切だと見なされる。

要するに小楠は、公議政体による全国を打って一丸とする統一国家の成立こそが、一藩重商主義の止揚による全国的重商主義実現のためにもぜひ必要だと判断するのである。

ところで政事総裁職の慶永としては、現実の幕政に対して思い切った政治路線の転換をめざし、政治機構の抜本的な改革を企てたが、幕閣専制を固執する守旧派の勢力は意外にも強かった。

雄藩連合による「公議政体論」の推進も、これを直ちに実現し得るような幕府の政治体制とはいえなかった。幕政改革に対する幕閣の要人が、「概ね姑息偷安にして改革の誠意なく、『いずれとも橋（注、慶喜）越（注、慶永）二公の御英断にあるべし』といひて、事毎に責任を避け<sup>⑧</sup>るような有様であり、また「昨日の論定せし処は、今日の事務の為に空茫に属し、左件を弁じ候間に、右件は無用の如く相成り、事

理徹底貫通仕らず<sup>⑨</sup>」と慶永が嘆息するが如きは、種々の政策の決定過程にみられる停滞的で、しかも朝令幕改的な幕閣の因循姑息な手際さを鋭く指摘したものに外ならない。

このような幕政の実態につき、小楠はすでに萬延元年（一八六〇）に提唱した「国是三論」のなかで、次のとおり手厳しく批判している。つまりもともと幕政は「徳川御一家の便利私営にして絶て天下を安んじ庶民を子とするの政教あることなし」として、欧米の先進諸国家のような政情とは全く質的に異なることを看破している。アメリカでは「全国の大統領の権柄賢に譲て子に伝へず、君臣の義を廢して一向公共和平を以て務とし」、またイギリスでは、「政体一に民情に本づき、官の行ふ処は大小となく必悉民に譲り、其便とする処に随て其好まざる処を強ひず」という立憲的な政治理論に対する的確な認識のほどがうかがわれる。しかも隣国の中国の半植民地化のすう勢に対しては、「其覆轍目前に在て齒已

に寒し、坐視傍觀の秋にあらざ」と、「外庄」による日本の現実の情勢を真剣に危くするのである。

このさい小楠はぜひとも徳川の「私政」を廃棄して、「公論」による「統一の制」を早急に樹立すべきだと強調するが、彼が大いに期待した慶喜・慶永政権による幕政改革も、結局のところ所期の成果をあげる事ができず、幕閣派と尊攘派のきょう撃にあつて、文久三年三月慶永はついに政事総裁職を辞任することになつたのである。

### 註

- ①拙稿「文久期における越前藩の幕政改革運動について」(日本歴史学会編『日本歴史』二八八号、昭47・5所収)において、文久期の幕政改革で越前藩論が如何に具現されたかについて考察した。
- ②山崎正董編『横井小楠遺稿』九七—八頁
- ③小楠の海軍力強化策については、「国是三論」(万延元年)のなかの「強兵論」において詳述されている。(前掲『横井小楠遺稿』四—一九頁)

### 三上 越前藩における統一国家論の展開

- ④「再夢紀事」(日本史籍協会刊、二〇七頁)
- ⑤小楠の「海軍問答書」では、神戸海軍操練所の重要使命についても述べ、「総督官に海軍一切の全権を命じ、敵に有司文法の率制を禁ず」とか「列藩に海軍を起す大趣意を示し、並に志し有る人は此に來り修行す可を諭す」などの同操練所経営の基本方針まで示している。なおこの意見書作製の主な動機が勝海舟に呈するためであったことが、小楠から勝に寄せた元治元年四月四日付けの書翰から明確にうかがわれる。
- ⑥拙稿「幕末における越前藩の富国策について」(日本歴史学会編『日本歴史』二四—一、昭43・6所収)において、同藩の安政期藩政改革で、由利公正により主導された富国策の特質について検討した。
- ⑦「由利公正伝」(三岡丈夫) 九六頁
- ⑧「徳川慶喜公伝」(2) (渋沢栄一、龍門社刊) 九五頁
- ⑨「文久二年八月被指出愚衷」(『松平春嶽全集』(2) 九一頁)
- ⑩前掲『横井小楠遺稿』三九頁
- ⑪当時の京都の情勢として、尊攘派と公武合体派の離背が甚しく、薩長は互に反目し合い政治的混乱に陥っていた。慶永が公武合体の政

治路線に基づき政令二途に出づるを帰せしめんとした宿願も、在京一ヶ月の種々の画策にもかかわらず折した格好となり、ついに在京の越前藩重臣会議(二月晦日)で、政事総裁職辞任を正式に決めたのである。

### 五、挙藩上洛計画の企図

① 前述のとおり慶永が中央政局から退場したのち文久三年五月より七月にかけて越前藩が一藩をあげての上洛計画を進めたことは、京都の尊攘派勢力からは、同藩の強大な軍力を以て一挙に尊攘派を圧伏して、公武合体政権を樹立しようとするクーデター計画として大きな反響を呼んだ。

これは慶永父子が約四千名の藩兵を率いて上洛しようとするもので、その出動態勢については、芸州・有馬両藩より越前に探索し越前藩士堤五市郎ら三名に面会して得た情報(文久三年七月五日)によると、全軍は五隊からなり、各隊長に慶永・茂昭父子・家老・側用人をあてるといふ挙藩的な出兵計画である。

この計画を推し進めたのは、小楠が主導する藩内改革派コースであるが、かれが文久三年五月二十四日および同二十六日に熊本、横井久右衛門ほか十名に送った書翰では、越前藩の企図するところが何であるかが明確に察知される。その主な内容は次のとおりである。

まず夷人が摂海に乗り込むのを待たずに春嶽を押し立て一藩をあげて上京し、藩議のあるところを朝廷・幕府に建言する。ついで在留の各国の公使を京都に呼び寄せ、將軍・関白はじめ朝・幕の要人の列席のもとで談判をひらく。そしてかれらの主意をできるだけ聞きとって、その道理によって「鎖とも開とも和とも戦とも」決議すれば、「彼と共に安心の地」に到達するといふのである。

そこでこうした藩議が決れば、隣藩の加賀藩や肥後・薩摩の両藩に特使を差し立てて同意を求め、なるべく三、四藩がこぞって上京して建言すれば、必ずや所期の目的を達することができる。ところがもともと越前藩は開国論を堅持するものと諸藩の間

で知られているため、どんな「暴発の変難」に見舞われるかも計り知れないので、「全君臣必死再び帰国いたし申さずとの御覚悟」をもって、精兵四千余、その他農兵を大挙出動させる計画だと力説している。

事実五月二十六日には挙藩上洛の藩議があり、六月一日には慶永および藩主茂昭が藩士一同を城中に集めて、とくに酒こうさへも振舞うなど、大いに志気が高揚した。一方重臣を加賀・肥後・薩摩の三藩に派遣して協力を要請したが、いよいよ計画を実施に移す寸前で、ついに中止せざるを得なくなつたのである。

ところでこの計画のど折後暫らくして起つた「八月十八日の政変」は、薩摩・会津両藩の公武合体路線により尊攘派を排撃するクーデターとして評価され、越前藩が試みようとして成し得なかつたところを見事成し遂げたものであるとまで論ぜられる向がある。しかしこの両者の企図する点をよく検討すると、これらを同日に談ずるのは甚だ問題であろう。

薩摩藩では、一旦「公武一和」を標ぼう

しながら、当初から京都の尊攘派を一切武力で排除しようとしたわけで、島津久光の主張する「諸侯会同」と、越前藩の上洛計画が京都における全当事者の会同による「日本国共和一致の政事」の実現をめざしたのとは、質的に大きな差異があるといふ④。

越前藩で、小楠が主張する「大議論御立て、暴論御取静めに相成る覚悟」とは、薩摩藩のようにはじめから軍事クーデターによって「暴論家」の尊攘派を排除するのではなく、「暴論家」を含めた討議の場をつくり、暴論を取り鎮め、道理に従って結論をみちびこうとするものである。

しかも挙藩上洛運動に当り、いくつかの公武合体派諸藩の同調を期待し、「これらで相交わり候列藩へは申し談じこれなくては相済まずとの評議」（文久三年五月二十六日付け、在熊本社中あて小楠書翰）にもとづき、薩摩・肥後・加賀・尾張・会津などの「列藩」に真剣な政治工作を試みたが、これとて諸藩の協力態勢のもとに、「天下

公共の国是を立てる」方策を目論むものであり、そこにはかねがね同藩の改革派コーラスが志向する雄藩連合による統一国家の政治構想が託されているとみてよい。

従って、この計画の真にめざすところは、決して所定の藩論を武力によって貫徹しようとするものではなく、どんな結論も先どりせず、それぞれの立場の主張が、全当事者の「会同」のなかで十分討議され、その過程のなから国論統一の醸成をめざしたわけである。

そこでこうした「会同」の場をしつかり確保するためにも、軍事力の背景をせひ必要としたものといえよう。とくに藩公父子が上洛し、「京地閭閻稠密の処」に宿陣したさい、「烏合の浪士輩所謂急胤猫を咬の道理にして放火乱妨など非常の変動を起し候時は、不覚の後れを取り候も計り難し」という極めて不穏な情勢のもとで、尊攘激徒の種々の策謀は京都の民衆にまでおよんでいる。

慶永を「姦賊」とけん伝したり、極端に

ひぼうする「都々逸」<sup>⑥</sup>まで流行させる有様で、慶永や藩公が素手で滞京できるような情勢ではなかったのである。<sup>⑦</sup>

このさい越前藩として他の諸雄藩に勝るとも劣らない強大な軍事力を以て大挙上洛し、摂海からせまる外庄に対処し京都市中の治安をかためたうえで、同藩の主導のもとに「国論統一」のための大会同を具体化しようとしたとみてよい。

ところで、当時の内憂外患的な緊迫した政局のなかで、小楠はじめ藩内改革派コーラスが最も危ぐしたのは、「天下二分」、<sup>⑧</sup>「国論二分」の政治情勢であった。そこで「外国は兎も角も先差置き、公武大不和大争端と相成、実以危急至極の御場合今日に差迫り申候」との判断のもとに、しかも「此節は天朝、幕府の御間柄御周旋杯と申事にては一切無之」<sup>⑩</sup>、つまり単に朝幕間の妥協的な周旋を企図するものではなく、「天下に大義理を御立とほし成され候御趣意」を真剣に志向したのである。

大義理とは「普通の理」であり、この理にもとづいた公武合体論こそ、尊攘派に対しても説得力を持つというのである。

越前藩が一旦挙藩上洛を決定したさい、小楠が「此一挙は国・家・身をも捨て候覚悟の上にて」の、まさに死中に活を求め、悲壮な決意を吐露したのは、彼が如何に一意専心、国論統一や公武一和の方策に腐心したかを如実に物語るものといえよう。

#### 註

① 文久三年三月九日慶永は辞表を提出、その後十八日には家老本多飛騨・岡部豊後を二条城に遣わして、慶喜に対し辞職聴容を請うたが認められず、二十一日無断で離京し、二十五日帰藩したのである。

② 「文久三亥雜記」(松平文庫)〔福井県立図書館蔵〕

出陣の次第として五隊にわかれ、一番手、本多飛騨(注、家老)二番手、松平主馬(注、家老)三番手、当侯(注、茂昭)四番手、老侯(注、慶永)五番手、岡部左膳(注、家老)酒井十之丞(注、側用人)の名列があげられている。

③ 挙藩上洛のめざすところにつき、この計画に加わった村田氏寿もその手記「続再夢紀事」(二)のなかで、小楠の書翰のとおり、横浜鎖港の件は関係者すべての列席のもとに、「彼我の見る所を講究し至当の條理に決せられ」ることが焦びの急であり、第二に最近の幕府の施政の失体は、全く幕吏に人材を得ないことであり、「今後は朝廷に於て裁断の権を主宰せられ、賢明諸侯をして機務に参与せしめ、又諸有司操挙方も幕下の士のみに限らず、列藩中よりも広く当器の士を撰抜ある事に定められ然るへし、是今日の要務なりとの旨趣なりき」と述べているのに注目したい。

④ 「八月十八日の政変」について、幕閣切つての開明派の巨頭勝海舟が「聞く京師にて、薩主として会津、上杉、所司代憤発し、国事掛りの公卿を廢止し、長藩を追うという。嗚呼一雄倒るれば一雄起る、真に乱世の姿勢、朝威幕威共に地におつ」(八月二十三日『海舟日記』)と厳しく批判し、かかるクーデター方式による政局の転換では、勝が越前藩に期待した「公武真の御一和のため有志の大諸侯と邦家の大事について決議」するようなことは到底覚東ないことを明らかに示唆している。

⑤ 「演説の覚」(前掲『文久三亥雜記』所収)  
⑥ 「松平春嶽公史料」(第七冊)、「小池藤五郎編『政事総裁職松平春嶽・幕末覚書』人物往来社刊、所収)「今様見立て」という「都々逸」で「福井(注、春嶽)見世にせられて下げ札しられやけでをろうかあやまちか」とある。

⑦ 越前藩の上洛計画は、京都の尊攘派の激徒には大きな反響を呼び、七月二十七日には慶永・茂昭が上京のさいの旅館にあてるため借り入れていた高台寺が焼かれ、八月初旬三条大橋には、「北越春嶽古今の国賊ニ候へハ、一步も洛中へ踏込事ヲ不許、勅勤ヲモ不憚押而上京致候へハ、旅館一々令放火者也」(『奉答紀事』)との張り札が出された。また同月十三日には西本願寺用人松井中務が殺害され同大橋に梟首されたが、「…姦賊松平春嶽ニクミシ、姦計ヲアヒ助け、アマツサへ人民ノ膏血ヲススリ、…」というのが、彼の罪状であった。

さらにこのような事件は単に京都ばかりでなく、越前からの上洛の通路となる西近江路に京都学習院の名に託して宿場ごとの問屋に人馬継立ての禁止状を廻わすという有様であった。従って越前藩の上洛は、尊攘派の激徒か

らはまさしく強大な軍事力により朝議の変更を求め、尊攘派を京都から排除するクーデター計画と見なされたわけで、その上洛阻止のため、威嚇・脅迫・テロリズムなどの謀略手段に躍起となったのである。

⑧ 拙稿「越前藩の軍制改革」(『軍事史学会編『軍事史学』七の三、昭46・12所収)で、越前藩の軍制改革による強兵策について検討した。

⑨ 林 竹二「幕政改革と「共和」政治運動」(思想の科学研究会刊『明治維新』所収)において、小楠は外国問題が日本にとって本格的な意味をもつ危機ではなく、決定的な危機が国内の政局のうちにある点を明確に意識していたことを論述している。ところで越前藩が慶応二年の第二次長州征伐に真剣な反対的態度を表明したのも、「天下二分」の憂慮すべき国内情勢に対する巨視的な政局判断のうえに立ったものといえる。(拙稿「第二次征長に対する越前藩の動向について」(『若越郷土研究』一五の六昭46・1所収) )

## 六、おわりに

幕末の越前藩における公議政体論に基づ

く統一国家論の展開につき、橋本左内と横井小楠の論策を中心に種々検討した。安政期の藩政改革と幕政改革運動のなかで主張した左内の論策は、まさしく重商主義を基軸とする「一藩絶対主義への傾斜」をすすめ、さらに全国的な絶対主義的「徳川統一国家」への止揚をめざしたものともいえる。

それが幕閣専制の井伊政権に圧伏された格好であるが、この左内の論策は、いみじくも小楠が主導する藩内改革派コースのなかに継承され、<sup>①</sup>ついで文久期幕政改革の慶喜||慶永政権において、かかる論策の一部が具現されたわけである。

しかし文久三年（一八六三）以降の内憂外患の緊迫した情勢に加え、幕閣専制の守旧派を中心とする幕府側の動向に対しては小楠もついに「徳川統一国家」実現の期待を断念し、幕政批判的な公議政体論に基づく統一国家の構想に真剣に取り組んだ。その具体的な現われが、文久三年五月から七月にかけての挙藩上洛計画の推進運動でもあったが、まさに実施の寸前で折ずるに

及び、小楠は越前藩政から退場を余儀なくされたのである。

しかし越前藩のその後の藩論の基本的な政治路線には、小楠の論策が継承されており、また小楠もその後機会あるごとに、慶永や越前藩士に建言ないし提言している。とくに慶応三年（一八六七）小楠が越前

藩士松平源太郎（正直）に贈った「国是十二条」の第一条の「天下の治乱に關らず、一国独立を以て本と為す」というのと、第五条の「言路を開き、上下の情を通ず」とは、まさに「公議」による統一国家の実現を訴えるものである。また大政奉還後直ちに慶永に贈った建言書では、公議政体の具体内容として、「議事院」の創設を指摘し「上院は公武御一席、下院は広く天下の人才御挙用」が最も肝心だとしているが、小楠がかねがね画策した公議政体論の実現を慶永に託したものにほかならない。

従って左内の主張する「幕政改革の公議政体論」が小楠によって継承され、さらに「幕政批判の公議政体論」に発展・転換する過程は、まさしく越前藩論を主導した改

革派コースの展開を示すものとみてよい。

しかしこのように幕末の代表的な公武合体派雄藩において結実した公議政体論も、明治維新政権の藩閥的絶対主義体制のなかに解消せざるを得なかった点において、<sup>②</sup>一応の歴史的限界を認めなければならない。

#### 註

①左内と小楠との交渉につき、現存する関係史料中、左内から小楠あての書翰は見当らず、小楠の左内あて書翰がわずか二通（一通は安政五年四月十一日付、他の一通は同年五月八日付）あるだけで、内容はともに儀礼的なものである。

たとえ左内と小楠とが直接に公議政体論などについての言説を親しく交換したことがないとしても、左内の日露同盟論にみられる場合と同じく、左内や小楠の教説に接している越前藩士（たとえば村田氏寿など）が両人の政治的交渉の重要な媒介的役割を果たしていることに注視しなければならない。

②明治維新政権のもとの「公議輿論」の具体化としては、明治元年十二月六日に公議所設置の達しが出され、翌二年三月七日開院し、各藩から選ばれた公議人により重要議案が審

議された。この公議所が処理した議案には、極めて革新的なものが多く、封建的な諸制度の打破をめざすものが目立っていた。ところが同年六月の版籍奉還にともなう官制改革で公議所が集議院と改称・改組され、議員側には提案権がなくなり、議題はすべて太政官から審議を命ぜられ、それに答申する機能しかなかった。そのため「公議輿論」の開明的な政治理念もせい弱化せざるを得なくなつた。もかも中央政権の支配権力はますます統一、専制化の方向に進み、またかつての倒幕派雄藩出身の有力官僚による藩閥化の政治路線がいよいよ顕著となつたのである。

このさい「公議政体論」と「自由民権思想」による近代的「立憲政体論」とを、直接的に結びつけることはできないにしても、このような藩閥専制化した中央政権の実態が、自由民権運動の契機ともなる民選議院設立の建白（明治七年一月十七日）―その主な内容として、有司専制の政治をやめ、「天下の公議」によるべきだと強調するが―を提起させる結果となつたことは事実である。なおこの建白に、五か条誓文の起草者である由利公正が加わっていることに注目したい。

（清水中学校長）